

昭和 39 年新潟地震昭和石油株式会社 新潟製油所火災

昭和39年6月16日13時01分発生の新潟地震による

昭和石油株式会社新潟製油所火災

○火災の概要

昭和石油株式会社新潟製油所は旧工場と新工場に分けられる。

旧工場では、地震とともに1,000KLタンク（964KL貯蔵）の引線パイプが側板から折損してガソリンが約2mの高さに噴出し、防油堤の破損箇所から防油堤外へ流出した。その他のタンクにおいても地震動により大きく揺れ満量のタンクは、屋根の破損箇所より貯蔵油が流出した。さらに津波によって50cm程度の浸水をしたうえに、タンク並びに機器配管の亀裂により流出した重軽油が浮遊し、隣接工場との境界付近の火災が当工場一体に広がり、瞬く間に全面火災となり、一部の施設を残してほとんど全滅した。

新工場では、原油タンク5基、製品タンク10基が地震の影響を受けて、浮屋根が動揺し、特に30,000KLの原油タンクが地震とともに屋根が3～4回側板より上方に動揺し、同時に上部から側板に添って原油が周囲に溢流した。そして4回目位の動揺時に火災が発生したものである。この他、同タンクヤード内の4基の原油タンクも同様に同時に火災を起こした模様であり、原油タンク並びにタンクヤードは一面の火に包まれた。

○被害状況

旧工場 全焼55棟 半焼2棟 焼損タンク138基 焼失油32,380KL

新工場 全焼3棟 焼損タンク5基 一般住家全焼18棟

○新潟県災害対策本部の活動状況

新潟県庁は、地震発生後直ちに緊急部長会議を招集し、地震に伴う被害が異常かつ激甚な災害の様相を呈し、従来の防災組織によって事態の収拾は困難であると判断し、災害対策基本法第23条に基づき新潟県災害対策本部を設置した。

16日14時15分津波警報を受理した災害対策本部は、この旨を新潟市に連絡するとともにすでに出動していた県庁及び県警察の広報車を通してその内容を市民に周知させ、また、県庁正面等からNHK、新潟放送の放送車の協力を得て被害の概況、市民に対する注意事項等を放送し民心の安定に努めた。

○新潟市消防局の活動状況

地震発生後まもなく市内4カ所から黒煙が上がり、うち3カ所はいずれも油火災と認められたが、通信網途絶のため出火場所からは火災通報が入らなかった。また、消防署間の

通信網も遮断された。目撃者の駆けつけにより昭和石油のタンク火災と確認し、出動したところ、道路は右往左往する人の雑踏と道路の亀裂に困難をきたし、信濃川の橋梁は落下していた。迂回路等を選定し、16日17時頃ようやく消防車1台が現場に到着すると、火災は4万5千k l及び3万k lのタンク5基が猛烈な勢いで炎上しており、かつ、輻射熱のため接近することはできなかった。油タンクの誘爆の危険性が考慮されたので、警察職員と協力し高台あるいは飛行場への避難広報活動に従事した。

18日5時に東京消防庁化学車5台が到着した。このとき5基の原油タンク群は、破壊した防油堤から原油が流出し約200mの範囲にわたり火の海と化し依然延々と延焼していた。一方旧工場では、10基の白油タンク群と四エチル鉛混合室、ローリー出荷場等全面的な火災となり、大小タンク60余基よりの流出油あるいはパイプの破損部より流出した各種油類が合流火災し、巾1,500m奥行き800mの広大な範囲にわたり異様なうなりを生じ燃え上がっていた。その後東京消防庁を主体とし20日8時まで防御活動が行われた。

○新潟地震を踏まえた昭和39年当時の問題点

- ・危険物施設の民家等との距離

原油タンク群から流出した火のついた原油が数100mも隔った民家、倉庫等を焼失させている。

- ・工場内における施設の配置

万一火災等が発生した場合に、それを最小限に止め置くためには、施設間の配置関係を考慮し、例えばタンクヤードとその他危険物施設が十分な距離と消防の活動に活用できる道路を設ける必要がある。

- ・防油堤の関係

地震において防油堤がその機能を十分発揮することができたならば、被害はかなりの範囲に縮小できたものと考えられる。

- ・消火設備

地震による地盤の陥没、出水、津波等によりことごとくその機能を停止させられた。地震等の災害時においてもその機能を十分発揮できるよう検討する必要がある。

※参考文献

新潟地震 火災に関する研究 非常火災対策の調査研究報告書（昭和39年度）消防庁

石油コンビナート等防災本部の活動 (千葉県、山口県の例)

コスモ石油(株)千葉製油所の 2つの事故における石油コンビナート 等防災本部の活動

千葉県防災危機管理部消防課
予防・石油コンビナート班

2011.3.11 LPGタンク火災爆発事故 ①

- 3.11地震(本震)
 - － 発生日時 平成23年3月11日 14時46分頃
 - － 各地の震度
 - － 震度5強 千葉市中央区、千葉市美浜区
 - － 震度5弱 市川市、船橋市、市原市、木更津市、君津市
 - － 震度4 袖ヶ浦市
- 3.11地震(余震)
 - － 平成23年3月11日 15時15分
 - － 震度4 市原市
- コスモ石油(株)千葉製油所 液化石油ガス出荷装置及び貯槽設備(3PK)の364番タンク(球形)が地震によるタンク座屈 → LPガス漏えい → 火災 → 爆発

(参考)千葉県内の特防区域における異常現象発生状況

- － 火災 1件、漏えい 12件、破損 3件
- － 死者 なし 負傷者 6名

2011.3.11 LPGタンク火災爆発事故 ②

3月11日

- 14時46分 千葉市にて震度5強を観測したため、石コン本部非常第2配備体制を立ち上げ、県災害対策本部内(県庁別棟)に設置
- 14時55分 県庁執務室でJFEスチール(千葉市中央区)で火災発生 of 通報を受け、災害対策本部から石コン担当職員を呼び戻した(18時25分 千葉市消防局から異常現象非該当の連絡)
- 16時20分 コスモ石油からLPGタンクの脚が折れて倒壊、火災発生により合同事業所従業員3名負傷の連絡を受ける
- 17時03分 県庁執務室にて爆発の炎、煙、爆風を確認
- 17時04分 市原市消防局からLPGタンクの再爆発の危険があるため、消防車両及び隊員は避難、タンクへの冷却散水継続の連絡
- 17時20分 京葉臨海中部地区共同防災協議会、市原市消防局の協議により大容量泡放射システムの出動を決定。石コン本部への要請を受けて複数発災の有無を確認。県警本部に道路状況の確認とパトカー先導を要請
- 18時10分 コスモ石油の火災に大容量泡放射システムを使用する旨を消防庁、千葉海上保安部に連絡
- 18時30分 隣接するチッソ石油化学のプラントに延焼火災の通報を受信。
- ✓ この火災により劣化ウラン貯蔵倉庫も焼失。放射能漏れ等は無かったが、以後、周辺住民や県・市議会、マスコミから多くの質問等の対応を迫られることとなる。

2011.3.11 LPGタンク火災爆発事故 ③

- 18時58分 千葉海上保安部巡視艇1隻、千葉市消防局消防艇1隻、海上災害防止センター2隻が冷却散水のため沖合で待機
- 19時50分 千葉市消防局1隻、海上災害防止センター1隻が隣接するタンクに冷却散水開始
- 21時00分 震度5強を記録した千葉市中央区、美浜区で異常現象が発生していないため、石コン本部の非常第2配備体制を非常第1配備体制に変更。
- 23時40分 現地指揮本部が大容量泡放射システムの不使用決定の報告。

3月12日

- 00時35分 共同防災組織の消防車両が冷却散水を再開
- 1時35分 チッソ石油化学鎮火
- 2時35分 タンクエリア隣りの製造装置(丸善石油化学)で火災発生
- 10時20分 県副知事が市原市長とともに事故概要の説明を受ける。
- ✓ この日の午前中から「有害物質の雨が降る」というチェーンメールの問合せに追われる。夕刻、記者クラブに風評に対する県の見解を示すとともに県庁ホームページに風評に関するお知らせを掲載
- 20時40分 浮き屋根式屋外タンクの屋根上でナフサ漏えいの通報を受信

2011.3.11 LPGタンク火災爆発事故 ④

3月13日

- 7時10分 近隣の東京電力(株)五井火力発電所から「事業所岸壁に大量の油が漂着している。」との通報
- 7時30分 千葉海上保安部から連絡「コスモから養老川河口付近に油漂着、千葉航路からJFEに向かい油の帯あり。」
- 13時00分 市原市消防局からコスモ石油の510番屋外タンクからアスファルトが海上に流出した旨の通報を受信

3月14日

- 14時00分 浮き屋根式屋外タンクの屋根上に原油漏えいの通報

3月15日

- 15時20分 丸善石化の製造装置の鎮火の通報

3月16日

- 11時00分 石コン本部がコスモ石油の発災場所を視察

3月21日

- 10時10分 LPGタンク火災の鎮火を確認

5月10日 海上災害防止センターによる油防除活動を終了

5月26日 県災害対策本部廃止と同時に石コン本部非常第一配備体制を解除

2011.3.11 LPGタンク火災爆発事故 ⑤

- 現地本部を設置しなかったことに関する各機関の意見は次のとおり
 - － 地震後の道路状況や複数発災を考えると困難であったと推察するが、事業所外に被害が拡大するなど事故の規模や影響の大きさを考えれば設置すべきであった。(市役所・消防機関)
 - － 現地本部の設置が困難な場合でも最低1名の要員の派遣が必要。(消防機関)
 - － 平常時と大規模地震時の場合に分けて対応を検討する必要がある。(県)
 - － 現地本部設置の具体的手順(設置場所、構成員、連絡体制等)を各市毎に決めておく必要がある。(県)

2011.3.11 LPGタンク火災爆発事故 ⑥

住民避難関係

- 3月11日17時15分(1回目の爆発後) 市原市五井地区(対象36000世帯、85000人)に避難勧告発令。17の避難所に最大1142人が避難した。翌日の7時に避難勧告を解除。
- タンク爆発の影響で、約2.5km離れた避難所の硝子窓が割れたため、別場所への二次避難を行った。
 - － 市消防局長は市の災害対策本部の構成員であるので、発災事業所の状況は消防局から入っているものと認識
 - － 石コン本部から市へは情報提供していない。
 - － 発災事業所から市に対してタンク爆発のリスクを含めた情報提供があればよかった。

2012.6.28アスファルト漏えい海上流出①

- 平成24年6月28日(木)7時18分
- コスモ石油(株)千葉製油所 ブロンアスファルト製造装置(危険物一般取扱所)
- アスファルト(スロップワックス)を貯蔵する505番タンク(コーンルーフ、貯蔵量:1000kl、在液:約817kl)において内容物を加温中に何らかの原因によりタンク上部が破損。アスファルト約437klが漏洩、そのうち約72klが排水溝から海上に流出した。

2012.6.28 アスファルト漏えい海上流出②

6月28日

- 7時45分 市原市消防局からアスファルトタンクからの漏えいと海上流出の第1報受信。コスモ石油から災害情報を受信(8月20日の回収終了まで継続)
- 7時55分 オイルフェンスを展開(消防局)
- 8時35分 漏えい量約500klとの連絡(県警)
- 8時38分 オイルフェンス外への拡散確認とヘリによる調査開始の連絡(千葉海保)
- 9時48分 オイルフェンス及び土のう構築により拡散防止措置完了。別タンクへのシフト開始。緊急使用停止命令発令(消防局)
- 10時30分 東京湾内での防除活動第1報を受信(千葉海保)
- 16時13分 地上への漏えい量437klと判明。護岸・海上の防除体制の報告(消防局)
- 17時00分 近隣4事業所に操業上の影響につき聞き取り調査
- 18時00分 消防庁の報道投げ込み問合せに、しない旨回答
- 19時09分 東京湾内の油拡散状況の報告受信(千葉海保)

2012.6.28 アスファルト漏えい海上流出③

6月29日

- 8時30分 県石コン本部が現地調査実施
- 10時00分 オイルフェンス内油回収及びフェンス外への拡散状況を受信(千葉海保より)
- 18時43分 オイルフェンス外の油拡散状況を受信(千葉海保より)
- ✓ 以降、千葉海保からの17時時点の東京湾内の防除活動状況を県環境政策課、漁業資源課、港湾課に情報提供(7月12日まで)

7月4日 市原市以外の県内6消防機関に事故情報を提供

7月5日 陸上の油回収終了により異常現象の最終報とした(消防局)

7月6日 「アスファルト海上流出に係る情報共有会」開催。

7月10日 コスモ石油が「事故調査委員会」を設置。県消防課長、市消防局火災予防課長、関東東北産業保安監督部保安課長、千葉海上保安部警備救難課長(第2回より)がオブザーバー参加

7月26日 「アスファルト海上流出に係る護岸清掃状況視察会」開催

7月27日 コスモ石油社内に「海上流出油対応検討会」を設置

8月20日 海上での防除活動を終了

2012.6.28 アスファルト漏えい海上流出④

現地本部の設置 なし

- － 発災当初から考えていなかった。
- － 陸上部分：消防局からの異常現象通報で情報収集(7月5日まで)
- － 海上部分：毎日送られる千葉海上保安部からの油拡散監視情報とコスモ石油からの流出油回収報告で対応(回収作業終了まで)

住民避難 なし

1 東ソー(株)南陽事業所の爆発・火災事故の概要

(1) 事故発生日時 平成23年11月13日(日)午後3時24分

(2) 事故発生場所 東ソー(株)南陽事業所(周南市開成町)
第2塩化ビニルモノマー製造施設

(3) 初期の主な対応

【11月13日】

15:24 第2塩ビモノマー製造施設で爆発・火災が発生

15:29 東ソーから周南市消防本部へ通報

17:30 周南市消防は、全量燃焼させ、タンク冷却等の消火活動方針を決定

18:00 報道発表(東ソー)

・報道機関を通じて周南市、下松市の住民に屋内待機を要請

19:20 報道発表(東ソー)

・塩化水素ガスは敷地境界では不感知だが、念のため、屋内待機を要請

20:15 周南市広報車が新南陽地区で広報

22:28 県と周南市消防による事故プラントの使用停止命令措置

【11月14日】

0:00 事業所長による記者会見(東ソー)

・事故経緯、対応状況等の説明

・塩化水素は敷地境界や周南市・下松市市街地等で不検出

7:00 報道発表(東ソー)

・火災はほぼ鎮圧状態

・周南市、下松市の屋内待機要請を解除

15:30 周南市消防が鎮火宣言

(4) 被害の状況

ア 人的被害 死者1名(52歳男性 東ソー(株)社員)

イ 物的被害 第2塩ビモノマー製造施設損壊等

ウ 環境影響 排水基準値超過の1,2-ジクロロエタンが海域に流出
周辺海域(徳山湾)で1,2-ジクロロエタンの環境基準値超過

コンビナート事故発生時の関係機関相互の通報連絡体制 及び住民への広報・避難対策のあり方について

I 検討の趣旨

平成23年11月13日、東ソー（株）南陽事業所の第2塩化ビニルモノマー製造施設において発生した爆発・火災事故を踏まえ、「周南地区石油コンビナート等防災対策連絡会議」を設置し、コンビナート事故発生時の関係機関相互の通報・連絡体制や、周辺住民への広報・避難対策のあり方等について、今回の対応に関する問題点の整理を行い、今後の対策等を検討した。

II 周南地区石油コンビナート等防災対策連絡会議の構成

会 長：山口県総務部危機管理監

委 員：14機関（別添「委員名簿」のとおり）

事務局：山口県総務部防災危機管理課産業保安班

III 連絡会議の開催状況

第1回：平成23年11月24日（木）

第2回： " 12月19日（月）

第3回：平成24年 1月24日（火）

IV 検討課題と今後の対策（提言内容）

別添 1

1 情報提供・収集体制の整備

(1) 事業所における情報提供体制の整備

住民への広報を的確に実施するためには、まずは、事業所から関係機関へ災害の拡大見込みや有毒ガスの発生状況等について、的確に情報提供を行うことが何より重要である。

そのため、今後は、各事業所は、予め、情報提供を行う担当組織やその設置場所、関係機関や報道へ提供すべき情報内容、提供方法等を明確に定めておき、関係機関が必要な情報を共有できるよう、統一的に情報提供を行う。

(2) 周南地区コンビナート保安防災協議会による災害の状況等に関する情報の支援

周南コンビナート地域では、化学工場群（22事業所）が、ほぼ24時間体制で稼働しており、風向・風速計や、高圧ガス保安法等の関係法令に基づくガス検知器等も有していることから、周南地区コンビナート保安防災協議会において、それらの情報を収集・分析の上、被害の拡大状況について、発災事業所へ情報提供する。

（提供を受ける情報）

- ・ 風向・風速
- ・ 有毒ガス等の濃度分布
- ・ 黒煙や飛散物、海面油膜の到達範囲

(3) 休日・夜間における連絡網の整備

休日・夜間でも、事業所や関係機関相互の迅速な連絡が可能となるよう、休日・夜間における担当者の連絡網を整備し、共有する。

2 通報対象範囲の拡大

別添 2

(1) 周南地区通報系統図の一本化及び通報対象範囲の拡大

○周南地区の東西両地区は隣接しており、災害情報を共有化するため、現行の2地区ごとの通報系統図を一本化する。

○今回の事故を踏まえ、通報対象（第2種通報^{*}）として隣接市の関係機関を追加。（追加する関係機関）

- ・下松市総務課、下松市消防本部（※現在、下松市消防本部は東地区のみ通報対象）
- ・防府市防災危機管理課、防府市消防本部（※現在、西地区のみ通報対象）

※第2種通報：隣接市町への通報など関係機関を拡大して応急対策を要請するための通報

(2) 被害の状況に応じた通報系統図の範囲を超えた通報

想定した範囲を超えて被害が拡大する恐れがあるときには、状況に応じて、通報系統図の範囲を超えて通報を行う。

3 住民への広報と避難対策の強化

(1) 事業所、市、警察署等の役割分担の明確化

市、警察署等の関係機関や事業所が各々の役割を再確認し、それぞれの内部における役割分担を明確化しておく。

【県コンビナート等防災計画（コンビ計画）に基づく関係機関の役割分担】

- 市：住民への広報、警戒区域の設定、避難勧告・指示
- 消防：応急措置の状況報告、住民への広報、警戒区域の設定
- 警察：住民への広報、交通規制、市からの要請等による警戒区域の設定・避難指示
- 県：災害情報の収集、住民への広報、関係機関間の連絡・調整
- 事業所：災害や応急措置の状況報告、住民への広報の協力、災害の拡大等に関する情報提供

(2) 災害発生時の住民への広報と避難

周南市が中心となって、警察署や消防本部、県等の関係機関と協議を行いながら、必要な広報や避難対策を実施する。

（協議事項）

- ・警戒区域の設定
- ・市等による広報手段、広報内容等
（例：報道機関への発表、防災メール、エリアメール、ケーブルテレビトップ、FMしゅうなん、HP等の活用）
- ・避難先、避難経路等
コンビ計画に定める避難先、避難経路等から、警戒区域や風向・風速等を踏まえ決定。

(3) 平常時における周辺住民への周知

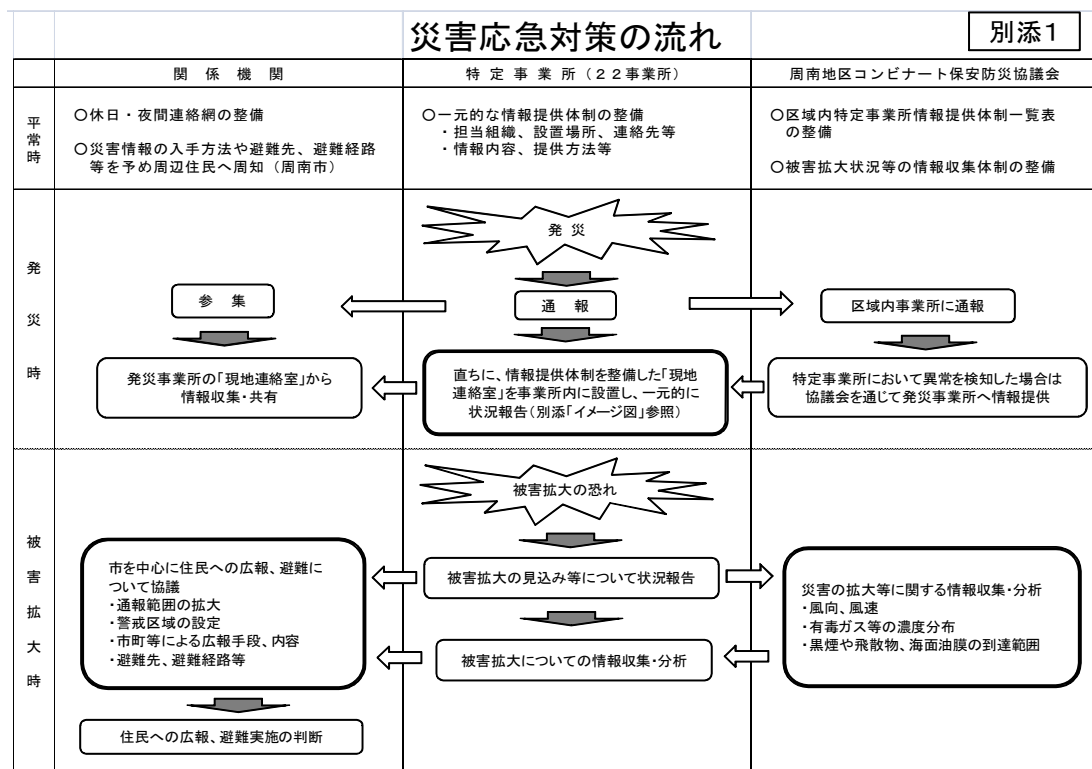
平常時において、周南市を中心にチラシやリーフレットの作成等、地域の実情に即した方法により、災害情報の入手方法や避難先、避難経路等を、予め周辺住民へ周知しておく。

4 初動対応マニュアルの作成

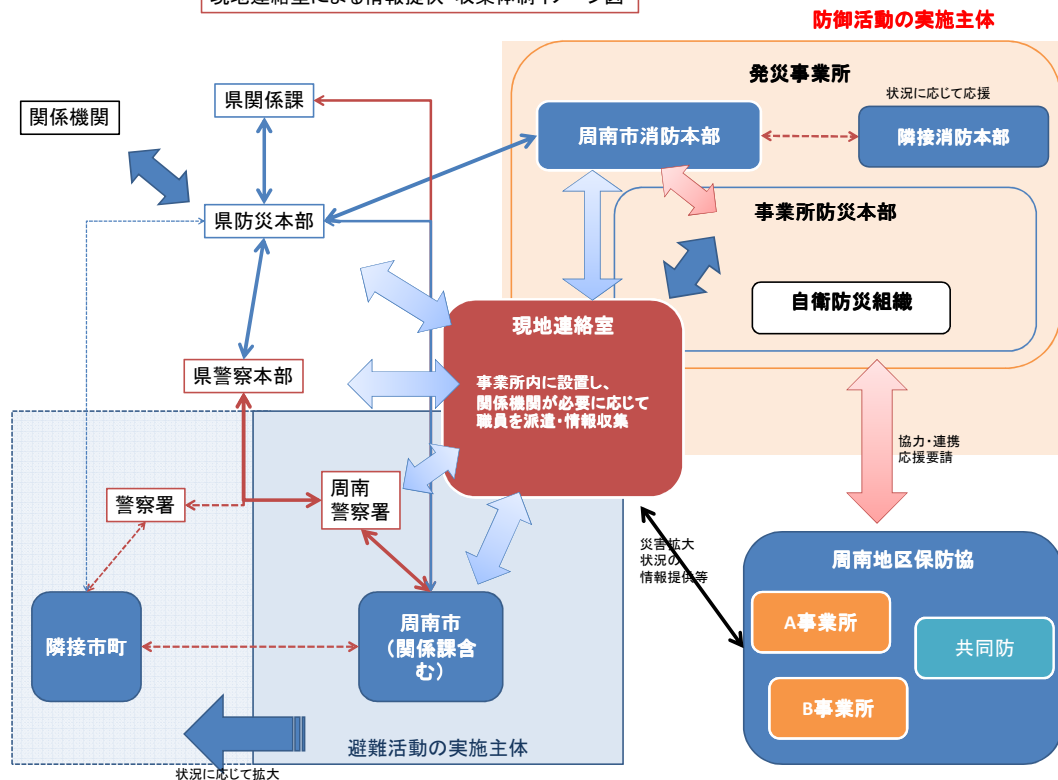
今後、事故時の初動対応においては、事業所、関係機関及び周南地区コンビナート保安防災協議会が、この提言に沿った災害応急対策を基本とし、それぞれの役割を迅速かつ的確に実施していくことが極めて重要であり、そのために、地域の特性に十分留意した上で、平常時から発災、被害拡大に至るまでの、事故の進展に応じた初動対応マニュアルを作成する。

周南地区石油コンビナート等防災対策連絡会議委員名簿

区分	機 関 名	職 名	所管事項
周南市	周南市 防災政策課	課 長	通報・連絡体制に関すること 住民への広報・避難に関すること
	周南市 環境政策課	部次長 兼課長	大気汚染の防止に関すること 水質汚濁の防止に関すること
	周南市消防本部	次 長	消防に関すること 通報・連絡体制に関すること 住民への広報・避難に関すること 危険物の規制に関すること
下松市	下松市 総務課	部次長 兼課長	通報・連絡体制に関すること 住民への広報・避難に関すること
	下松市 環境推進課	部次長 兼課長	大気汚染の防止に関すること 水質汚濁の防止に関すること
	下松市消防本部	次 長	消防に関すること 通報・連絡体制に関すること 住民への広報・避難に関すること 危険物の規制に関すること
警察	山口県警察本部 警備課	課 長	住民への広報・避難に関すること
	周南警察署 警備課	課 長	住民への広報・避難に関すること
	下松警察署 警備課	課 長	住民への広報・避難に関すること
県	山口県 環境政策課	課 長	大気汚染の防止に関すること 水質汚濁の防止に関すること
	山口県 薬務課	課 長	毒物及び劇物に関すること
	山口県 周南健康福祉センター	保健環境部 副部長	大気汚染の防止に関すること 水質汚濁の防止に関すること 毒物及び劇物に関すること
	山口県 周南県民局	局 長	地元自治体との連絡・調整に関すること
	山口県 総務部 防災危機管理課	危機管理監 (会 長)	連絡会議の総合調整に関すること
		産業保安班 (事務局)	検討結果の取りまとめに関すること 高圧ガスの保安に関すること



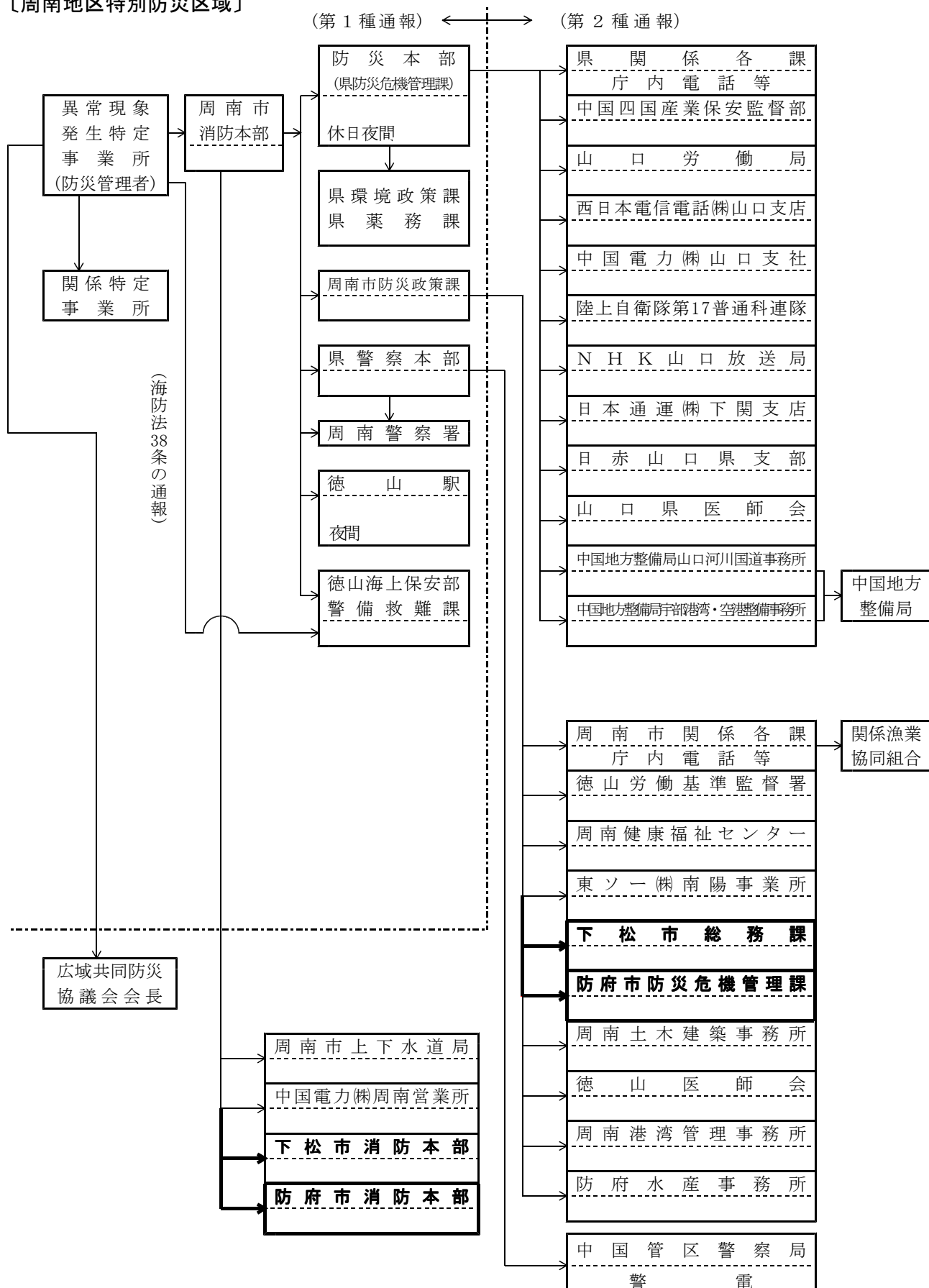
現地連絡室による情報提供・収集体制イメージ図



周南地区通報系統図の一本化及び通報対象範囲の拡大について

別添 2

〔周南地区特別防災区域〕



東ソー南陽事業所による臨時総合防災訓練の実施

1 日 時 4月24日(火)14:00～15:00

2 場 所 東ソー(株)南陽事業所 第1塩ビモノマー製造施設

3 訓練参加機関及び動員数

(主催)東ソー(株)南陽事業所 約360名

(参加)山口県(防災危機管理課・周南健康福祉センター)・周南警察署・周南市(環境政策課・防災危機管理課・消防本部)・徳山海上保安部・周南地区コンビナート保安防災協議会 計8機関約40名

4 訓練想定

- ① 二塩化エタン(EDC)タンクの火災が発生、事業所は直ちに「現地連絡室」を設置し、関係機関へ情報提供。
- ② 現地連絡室において事業所と関係機関が協力して、近隣住民への屋内待避要請と広報活動を実施。
この際、周南地区コンビナート保安防災協議会から、有毒ガスの濃度分布や、風向・風速等の情報を提供(情報支援)。
- ③ 排水溝からオーバーフローしたEDCを含んだ消火排水が、海域に流出しないよう、土嚢構築を実施。
- ④ 市消防及び東ソー自衛消防隊合同の消火活動により鎮火(40分後)。

現地連絡室の設置を取り入れた防災訓練の様子（H24.4.24 東ソー・周南陽事業所）



2 三井化学（株）岩国大竹工場の爆発・火災事故の概要

(1) 事故発生日時 4月22日（日）午前2時15分

(2) 事故発生場所 三井化学株岩国大竹工場（玖珂郡和木町和木）

レゾルシン製造装置 ※自動車タイヤのゴム用接着剤等の原料

(3) 事故の概要（初期の主な対応）

【4月22日】

2:15 爆発・火災発生

2:20 岩国地区消防本部へ通報

三本部（指揮本部、対策本部、事務本部）体制立上げ

対策本部内に「現地連絡室」設置

2:45 自衛消防隊での消火を開始

8:05 再爆発発生

8:35 県と岩国地区消防による事故プラントの使用停止命令措置

17:15 岩国地区消防による鎮圧宣言（冷却注水継続）

【4月23日】

14:31 岩国地区消防による鎮火宣言

(4) 被害の状況

ア 人的被害

死者 1名（22歳の従業員男性）

負傷者 21名（重傷2名、軽傷19名）

※周辺住民10名（和木町9名、大竹市1名）が軽傷

イ 物的被害

・レゾルシン製造施設及びサイメン製造施設（延焼）の甚大な被害等

・爆風による近隣住宅の窓ガラス・シャッター等の破損999軒

（和木町：372軒、岩国市：251軒、大竹市：376軒）

岩国・大竹地区におけるコンビナート防災体制の強化について

I 検討の趣旨

平成24年4月22日、三井化学（株）岩国大竹工場のレゾルシン製造装置において発生した爆発・火災事故を踏まえ、「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災対策連絡会議」を設置し、コンビナート事故発生時の関係機関相互の通報・連絡体制や周辺住民への広報・避難対策のあり方について、今回の対応に関する問題点を検証し、岩国・大竹地区におけるコンビナート防災体制の強化を図った。

II 岩国・大竹地区石油コンビナート等防災対策連絡会議の構成

会 長：山口県総務部危機管理監

委 員：18機関（別添「委員名簿」のとおり）

事務局：山口県総務部防災危機管理課産業保安班

III 連絡会議の開催状況

第1回：平成24年5月11日（金）

第2回： " 6月18日（月）

第3回： " 7月25日（水）

IV 検討課題と今後の対策（提言内容）

1 岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画の強化

別添 3

(1) 県境を越えた通報体制の強化

消防や市町防災部局等は、県域を越えた通報は、これまで必要に応じ実施することとしていたが、今後は、情報共有等をより迅速に行うため、全特定事業所を対象として、事故の規模等に拘わらず、県域を越えて直ちに通報する体制とする。

(2) 「初動対応マニュアル」の防災計画への位置づけ

「初動対応マニュアル」を、情報収集・提供体制の整備から住民への広報・避難対策に至るまでの初動対応の基準として、防災計画に位置づけ、関係機関等による初動対応の一層の強化を図る。

別添 4

(3) 情報共有に有効な「異常現象通報様式」の改善

ア 「異常現象通報様式」の項目として、これまでの事故の発生状況に被害拡大状況や毒性ガスの発生状況等を追加し、住民への広報や避難対策に必要な情報がリアルタイムに情報共有できる様式に改善する。

イ 通報・連絡時には、個別の口頭連絡に加えて、一斉FAXやメール等の活用を図る。

2 広報手段の多様化等による住民への広報活動の強化

(1) 広報活動実施体制の強化

市町を中心に、消防本部、消防団、警察署等のより多くの機関の連携の下、住民への広報活動の実施体制の充実強化を進める。

(2) 広報手段の多様化

各市町は、より多くの広報媒体を整備するなど、広報手段の多様化に努める。

例：報道機関への発表、防災行政無線、防災メール、エリアメール、ケーブルテレビテロップ、コミュニティーFM、HP等の活用、自治会役員や消防団員等による戸別訪問 等

別添5

(3) 「住民への広報マニュアル」の作成

市町が住民への広報を円滑に実施できるよう、予め、広報の内容（住民に求める対応、連絡先等）や対象範囲、広報手順等を定めた「住民への広報マニュアル」を作成する。

3 事業所による平素からの取組み

(1) 事業所における有害物質等に関する情報提供の準備

各事業所は、事故発生時、現地連絡室において、有害物質や排水経路等について、直ちに情報提供できるよう、平素から準備しておく。

(2) 地域対話の充実（レスポンスブル・ケア等の定期的開催）

各事業所は、日頃から住民とのコミュニケーションの充実を図るよう、レスポンスブル・ケアの地域対話等を定期的に開催し、製造工程や製品の特性、環境・安全に関する取組の説明を行い、住民からの意見・要望を取組に反映させるよう努める。

4 防災訓練の実施等による「初動対応マニュアル」の周知徹底

(1) 防災訓練による初動対応方法の習得

石油コンビナート等総合防災訓練や、関係機関による定期的な通信訓練により、「初動対応マニュアル」に基づく迅速・的確な初動対応方法の習得を図る。

※ 今年度の広島県のコンビナート訓練が、当地区の三菱レイヨン(株)大竹事業所で予定されており、この中の初動対応訓練に、山口県の関係機関も、県境を越えて参加することとしている。

(2) 「現地連絡室」を取り入れた訓練の実施

事故発生時に設置する「現地連絡室」の果たす機能は特に重要であることから、広報活動の役割分担や提供する情報内容の統一等について、円滑な調整が行えるよう、平素の訓練等の実施に努める。

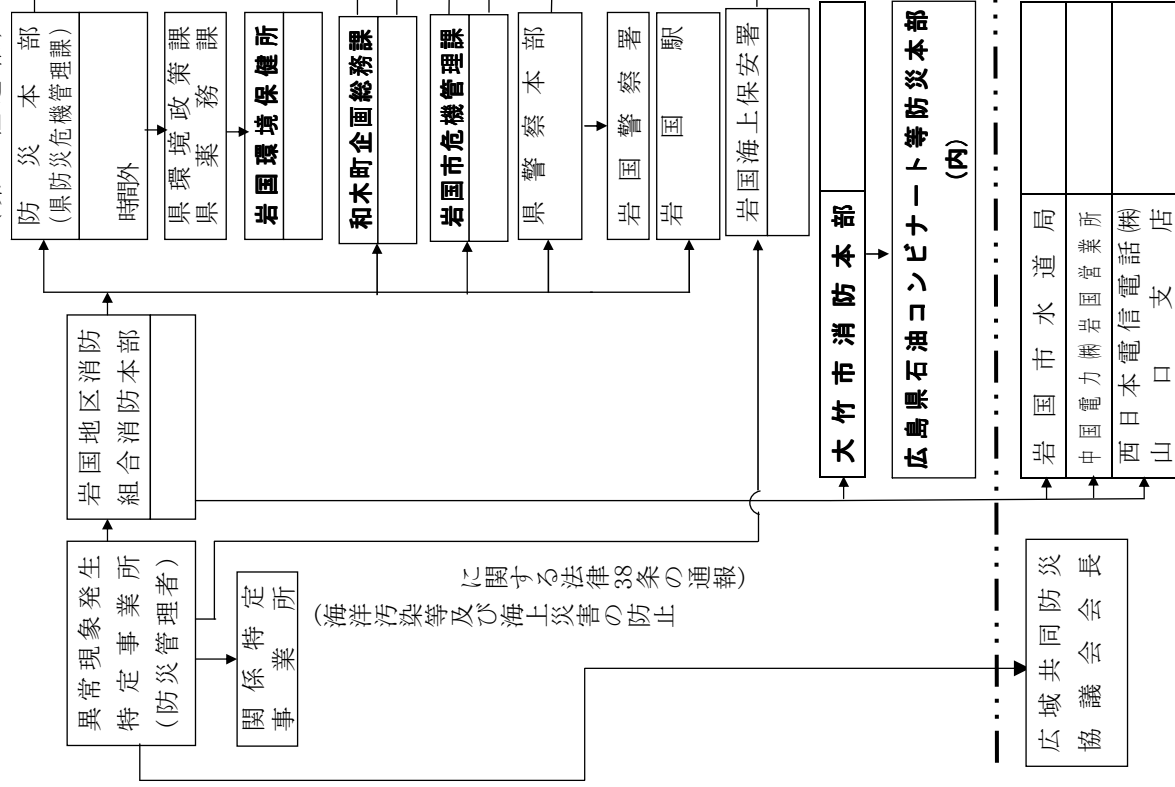
(3) 「初動対応マニュアル」の更なる周知徹底

今回の事故における初動対応においては、「初動対応マニュアル」の理解が不十分なところも見受けられたことから、特別防災区域内のコンビナート防災担当者会議や各種防災訓練等を通じ、初動対応マニュアルの更なる周知徹底を図る。

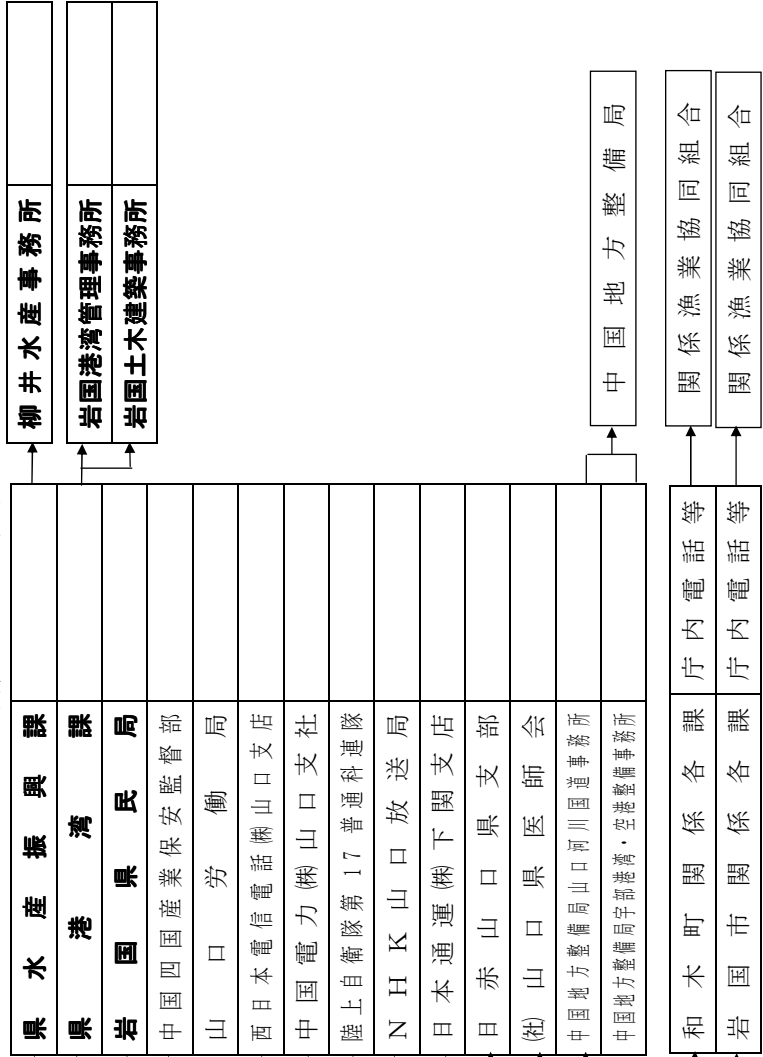
岩国・大竹地区石油コンビナート等防災対策連絡会議委員名簿

区分	機 関 名	職 名	所管事項
山口県	岩国市 危機管理課	課 長	通報・連絡体制に関する事 住民への広報・避難に関する事
	岩国市 環境保全課	課 長	大気の汚染の防止に関する事 水質の汚濁の防止に関する事
	岩国地区消防組合	消防長	消防に関する事 通報・連絡体制に関する事 住民への広報・避難に関する事 危険物の規制に関する事
	和木町 企画総務課	課 長	通報・連絡体制に関する事 住民への広報・避難に関する事
	和木町 住民サービス課	課 長	大気の汚染の防止に関する事 水質の汚濁の防止に関する事
	山口県警察本部 警備課	災害対策官	住民への広報・避難に関する事
	岩国警察署 警備課	課 長	住民への広報・避難に関する事
	山口県 環境政策課	課 長	大気の汚染の防止に関する事 水質の汚濁の防止に関する事
	山口県 薬務課	課 長	毒物及び劇物に関する事
	山口県 岩国県民局	局 長	地元自治体との連絡・調整に関する事
	山口県 岩国健康福祉センター	保健環境部 副部長	大気の汚染の防止に関する事 水質の汚濁の防止に関する事 毒物及び劇物に関する事
	山口県 防災危機管理課	総務部次長 兼危機管理監	連絡会議の総合調整に関する事(会長)
		産業保安班 (事務局)	検討結果の取りまとめに関する事 高圧ガスの保安に関する事
広島県	広島県 消防保安課	課長	広島県側の連絡会議の調整に関する事 高圧ガスの保安に関する事
	広島県 西部厚生環境事務所	次長	大気の汚染の防止に関する事 水質の汚濁の防止に関する事 毒物及び劇物に関する事
	大竹市 総務課	危機管理監	通報・連絡体制に関する事 住民への広報・避難に関する事
	大竹市消防本部	消防長	消防に関する事 通報・連絡体制に関する事 住民への広報・避難に関する事 危険物の規制に関する事
	広島県警察本部 警備課	課長補佐	住民への広報・避難に関する事
	大竹警察署 警備課	課長	住民への広報・避難に関する事

(第1種通報)



(第2種通報)



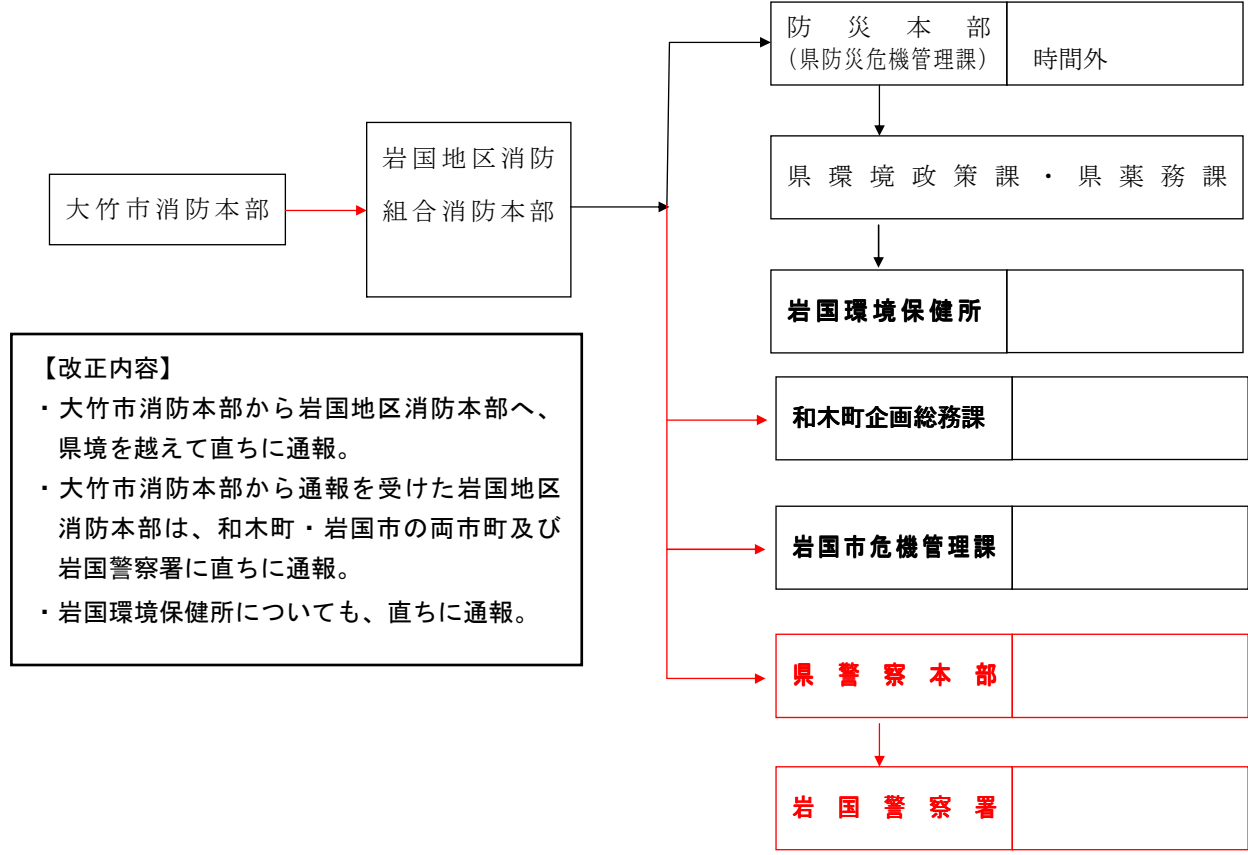
※発災市町から通報



【改正内容】

- ・異常現象の規模等に拘わらず、岩国地区消防本部から大竹市消防本部へ県境を越えて直ちに通報。
- ・和木町又は岩国市のどちらの市町で発生しても、直ちに両市町へ通報。
- ・岩国環境保健所へも直ちに通報。
- ・県関係各課、県出先事務所の明確化。

(大竹市に異常現象が発生した場合)



(注) 災害が和木町又は岩国市に及んでない場合も、直ちに和木町・岩国市に異常現象が発生した場合の通報系統図で、岩国地区消防組合消防本部以降の通報系統により通報連絡をするものとする。

別添 4

石油コンビナート等異常現象通報様式（第 報）					
送信日時	年 月 日 時 分				
送信先	県防災本部、消防、海保、警察、保健所、市防災、その他（ ）				
発信者	事業所名				
	発信者名		TEL	FAX	
現地連絡室	設置場所		TEL	FAX	
	連絡室担当者名				
種 別	1. 火 災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他（ ）				
発生場所		施設名		電子図面 座 標	
発生日時	年 月 日 時 分 ・ 確認中				
発見日時	年 月 日 時 分 ・ 確認中				
鎮火 処理完了日時	年 月 日 時 分 ・ 対応中（状況を下欄記入）				
対応状況	活動機関	自衛防災組織 ・ 公設消防 ・ 海上保安部 ・ その他（ ）			
	警戒区域 設定状況	警戒区域 ・ 消防警戒区域 ・ 火災警戒区域 ・ その他（ ） 範囲（ ）			
	活動状況	消火活動中 ・ 警戒体制 ・ 拡散防止措置中 ・ 漏洩停止操作中 ・ その他（ ）			
	施設運転状況	運転中・緊急停止中・停止中（停止完了含む）・その他（ ）			
被害状況	物質名		性質	可燃性 ・ 毒性 ・ その他（ ）	
	現 状	拡大中 ・ 制御中 ・ 鎮圧中 ・ 確認中 ・ その他（ ）			
	被害範囲	事業所外（陸上・海上）・施設外・施設内・確認中・その他（ ）			
	避難等要否	必要 ・ 不要 ・ 確認中 ・ その他（ ） ※必要な場合（風向・風速等）			
	死傷者等	有（死者 人、負傷者 人）・行方不明（ 人） ・ 確認中 ・ 無			

以下は、状況が判明次第記入すること。

異常現象の 概 要		
参考事項	物質区分	危険物・指定可燃物・高圧ガス・可燃性ガス・毒劇物・その他（ ）
	施設区分	危険物施設・高圧混在施設・高圧ガス施設・その他（ ）
	施設概要	
	そ の 他	

備考：空欄及びその他の（ ）内は記入し、各項目は○で囲むこと。状況に応じて、修正して差し支えない。

注意：第1報については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して通報すること。

確認がとれていない事項は、その旨を記入して通報すれば足りること。

1 アンケート調査結果

広報活動強化のための取組みについて、関係機関（市町、消防、警察）へアンケート調査を実施したところ、次のような回答があった。

- 現地連絡室において、住民への広報内容について統一を図れるよう、体制を整備。
- 付近住民に対する危害情報を発出するための各種関連情報の早期把握。
- 周辺自治会への迅速な連絡が可能となるよう、特定事業所ごとに地区を特定した緊急連絡網（携帯電話やファクス等）を整備。
- 住民に対する広報等を迅速かつ効果的に実施するための「住民への広報マニュアル」の作成

2 今後の取組等

- 「住民への広報マニュアルの作成」を当連絡会議の提言として追加し、今後、10月を目途に、県において、関係機関と協議しながら、市町が作成するマニュアルの指針を作成。
- 「広島県石油コンビナート等総合防災訓練」に、このマニュアルに基づく住民への広報を取り入れ、その検証結果を踏まえ、更なる見直しを検討。

（ポイント）

- ・ 広報の内容、タイミング、範囲、手順等を、発災事業所、発災事象、規模ごとに具体的に。
- ・ 隣接する市町担当部署等との連携を密に → 「現地連絡室」における情報共有
- ・ 迅速かつ効果的な実施 → 広報手段の「多様化」
- ・ 周辺自治会等を対象とした「緊急連絡網」の整備
- ・ 「初動対応マニュアル」との一元的な運用 → 「防災訓練」等の実施

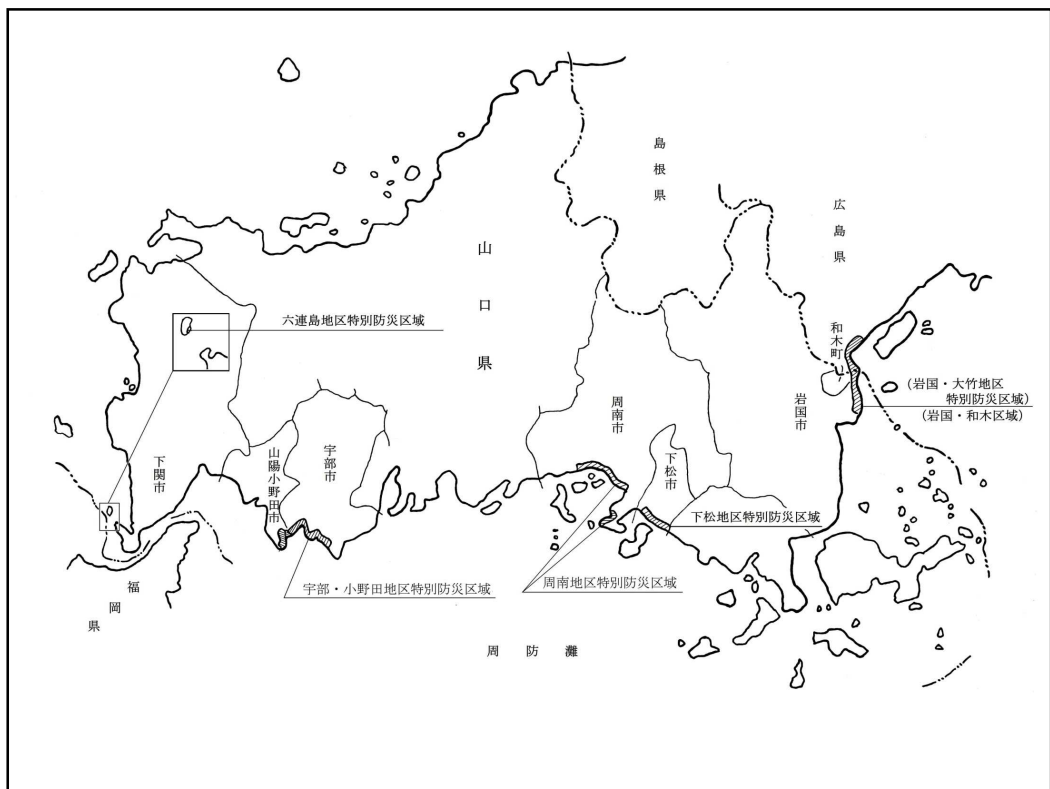
3 「石油コンビナート等防災体制検討会」の検討結果を踏まえた見直し

今年度、消防庁に設置された「石油コンビナート等防災体制検討会」において、関係市町村における周辺住民への災害情報伝達、避難誘導のあり方について検討の上、取りまとめることとされており、「住民への広報マニュアル」は、この検討結果を踏まえ、必要に応じて、改めて見直しを行うこととする。

（参考）消防庁による「石油コンビナート等防災体制検討会」の設置

- 1 この検討会は、本年12月まで4回程度開催し、報告書が取りまとめられる予定
（検討事項）※関連事項を抜粋
 - ①石油コンビナート等防災本部における情報把握のあり方
 - ②災害発生時の事業所内及び異なる事業所間の情報伝達、応急対策のあり方
 - ③関係市町村における周辺住民への災害情報伝達、避難誘導のあり方
- 2 7月12日に第1回会議が開催
- 3 山口県防災危機管理課長が委員として参加

今後の取組の他地区への拡大について				
月	岩国・大竹地区の防災計画の見直し	住民への広報活動の強化	初動対応マニュアルの改正	
8月	事業所・関係機関への周知 ○防災計画修正点の運用開始	市町による 広報手段の 多様化の検討 ○広報手段多様化の取組開始	住民への広報 マニュアルの 検討・作成 県：指針作成 市町： マニュアル作成	特防協部会等による検討 ○マニュアルの改正点の決定及び運用開始
9月	計画変更の承認手続き ○防災計画の修正及びその周知		地区での取りまとめ ○各地区毎に初動対応マニュアルの改正（山口）	
10月	○広島県石油コンビナート等総合防災訓練（10月30日）の実施及び検証結果の取りまとめ			
11月	更なる見直しの検討	更なる見直しの検討	更なる見直しの検討	



災害広報（千葉県の場合）

第3節 災害広報

特別防災区域に災害が発生し、又は周辺に災害が波及するおそれがある場合においては、特定事業所等及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命・身体の安全確保と人心の安定を図るため次により迅速な広報活動を実施する。なお、この計画は次節の避難計画と不離一体のものである。

1 実施機関

事業所、市、消防機関、警察、NHK千葉放送局

2 広報を要する事態

広報を要する事態は次のとおりとし、現場の最高責任者が決定する。

- (1) 災害が周辺に波及すると予想される場合
- (2) 特別防災区域の沿岸に津波警報が発表された場合
- (3) 従業員や地域住民等の避難が必要と予想される場合
- (4) 周辺の住民等に不安を与えるような災害が予想される場合
- (5) その他現場の最高責任者が必要と認めた場合

3 具体的な実施方法

(1) 特定事業所

災害が発生し上記事態になった場合、災害の態様・規模によって広報活動は一刻を争うこともあり、時間的に市及び消防機関の活動が間に合わない状況等においては、事業所内及び隣接事業所に迅速に連絡し、事業所内及び隣接事業所の従業員等に広報活動を実施する。なお、防災関係機関からの要請があった場合は、地域住民等への広報活動を実施する。

ア 広報内容

- (ア) 災害発生日時 (イ) 災害発生場所 (ウ) 災害の態様・規模 (エ) 避難の要否
(オ) その他必要事項

イ 広報組織

特別防災区域協議会単位により実施する。

ウ 広報方法

広報対象者、範囲等の状況に応じ、迅速、的確に広報できる手段を利用する。(広報車・拡声器・一斉放送・有線電話・無線電話)

エ 報道機関への広報対策

報道機関への発表にあたっては、特定事業所内に広報室等を設け、災害の状況等を十分に認識した責任者を配置しておく。

(2) 関係市及び消防機関

特別防災区域に災害が発生し、若しくはそのおそれのあるとき、又は津波警報が発表されたときは、直ちに次により付近住民に避難等の広報活動を実施する。

なお、関係市においては、特別防災区域内の事故情報や津波警報を受けた際の避難情報発令基準を定めることとする。特に津波については、事業所への早期の避難情報の発令が従業員と施設の安全の両立につながることを、ひいてはそれが市民の安全の確保につながることを踏まえ、迅速かつ確実な避難勧告等を実施することとする。

ア 広報内容

- (ア) 災害発生日時 (イ) 災害発生場所 (ウ) 災害の態様・規模及び状況 (エ) 避難を要する場合は、経路・場所 (オ) 交通規制区域及び迂回路 (カ) その他注意事項

イ 広報組織

災害規模等による広範囲に応じた人員・資機材等の確保、自治会による末端組織を利用した広報活動の円滑化等を図るため、あらかじめ市の実状に応じた組織づくりに努める。

ウ 広報資料の収集・処理

前節の異常現象の通報及び情報連絡体制に基づき収集を実施する。

エ 広報対象及び広報手段
次のとおりとする。

(ア) 市川市

態 様	広 報 対 象	実 施 機 関	広 報 手 段
防災区域内の災害	防 災 区 域	消 防 局	広 報 車
防災区域外等広範囲に及ぶ災害	防災区域及びその周辺	市 役 所	防災行政無線

(イ) 船橋市

態 様	広 報 対 象	実 施 機 関	広 報 手 段
防災区域内の災害	防 災 区 域	消 防 局	広 報 車
防災区域外等広範囲に及ぶ災害	防災区域及びその周辺	消 防 局 市 役 所	〃

(ウ) 千葉市

態 様	広報対象	実施機関	広報手段	備 考
第一次態勢	事業所内 隣接事業所	事業所	構内放送電話	事業所が第一次的責任で 実施
第二次態勢	区域内及び周辺住民	消防局 事業所	広報車 ヘリコプター 報道機関	報道機関に対しては文書 又は口頭で行う
第三次態勢	地域住民	現地防災本部	広報車 ヘリコプター	住民の避難の誘導を行う

(エ) 市原市

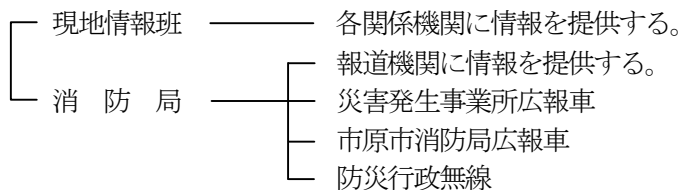
態 様	広 報 対 象	実 施 機 関	広 報 手 段
第一次態勢	防 災 区 域	消 防 局	広 報 車
第二次態勢	防災区域内及びその周辺	市 役 所 消 防 局	防災行政無線 広 報 車
第三次態勢	地 域 住 民	市 役 所 消 防 局	防災行政無線 広 報 車

※防災区域を、次のとおり区分する

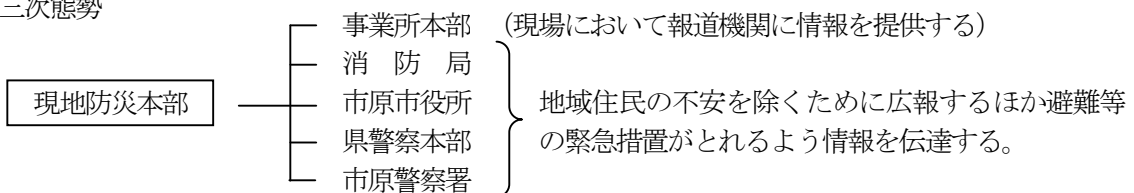
- 1.八幡浦及び八幡海岸通り 2.五井海岸及び五井南海岸 3.千種海岸 4.姉崎海岸

a 第一次態勢（実状により広報する）

b 第二次態勢



c 第三次態勢



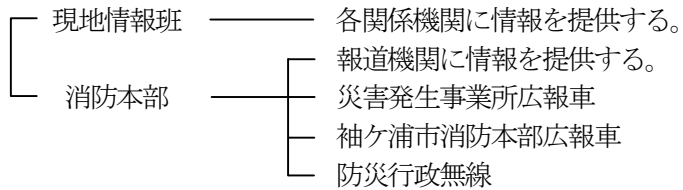
(オ) 袖ヶ浦市

態 様	広 報 対 象	実 施 機 関	広 報 手 段
第一次態勢	防 災 区 域	消 防 本 部	広 報 車
第二次態勢	防災区域内及びその周辺	市 役 所 消 防 本 部	防災行政無線 広 報 車
第三次態勢	地 域 住 民	市 役 所 消 防 本 部	防災行政無線 広 報 車

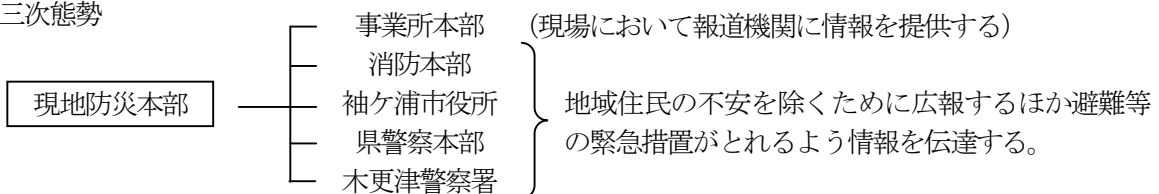
備考：災害の態様によりこの区分によらず、責任者の判断により実施することもある。

a 第一次態勢（実状により広報する）

b 第二次態勢



c 第三次態勢



(カ) 木更津市

態 様	広 報 対 象	実 施 機 関	広 報 手 段
防災区域内の災害	防 災 区 域	消 防 本 部	広 報 車
防災区域外等広範囲に及ぶ災害	防災区域及びその周辺	消 防 本 部 市 役 所	広 報 車 防災行政無線

(キ) 君津市

態 様	広 報 対 象	実 施 機 関	広 報 手 段
防災区域内の災害	防 災 区 域	消 防 本 部	広 報 車
防災区域外等広範囲に及ぶ災害	防災区域及びその周辺	消 防 本 部 市 役 所	広 報 車 防災行政無線

(3) 警察

ア 一般広報

(ア) 市、消防その他防災関係機関、団体との緊密な連絡を保ち、広報体制を確立して住民の安全を図る。

(イ) 広報車、パトカー等による巡回又は有線放送施設を活用して広報に当たる。

(ウ) 広報に当たっては、災害の規模、その他必要により、おおむね次の事項について徹底を図る。

- 被害状況、負傷者の収容先等事故の概況
- 住民・群衆等への危害予防、協力依頼等
- 交通規制の状況
- 警戒区域等への立入禁止・制限
- 避難誘導
- 自主防犯対策
- その他防災活動

イ 報道関係機関への連絡

報道関係機関等への連絡は、記者クラブ等を通じて行う。

4 報道機関への広報

報道機関への広報に当たっては、第一次的には事業所内に広報室等を設け現地連絡班及び現地本部と十分調整し、防災管理者等により災害状況を広報する。

5 その他

NHK千葉放送局

特別防災区域に災害が発生した場合、NHK千葉放送局は災害の規模に応じて独自の判断でNHKテレビ、ラジオ第1(594KHz)、FM(各放送所の周波数は以下のとおり、千葉80.7MHz、館山79.0MHz、銚子83.9MHz、白浜82.9MHz、勝浦83.7MHz)を通じ速報、ニュース番組などで災害の状況と応急対策を速やかに流す。

特に大災害に当たっては、災害対策基本法に基づく報道機関唯一の指定公共機関として、昼夜を問わず放送番組の臨時編成により放送を行う。

また、各自治体から住民の避難誘導などの緊急要請があった場合、定時放送を中断するなどして速やかに告示放送を行う。

第4節 避難計画

特別防災区域に係る避難の計画は、地域性と時間の推移から概ね次の体系表となるので、この順に従い、計画を策定する。なお、避難計画が時機を失することなく適切に行われるためには、異常現象等の早期通報が前提条件であり、また、先行的・並行的には広報計画が不離一体の関係にあること、状況により救急・救護を要すること等留意して策定すること。

特に地震時には、コンビナート災害の影響回避のために住民避難を行う場合において、市街地での火災発生状況、道路や橋梁の被害状況、津波の危険性なども考慮すべきであり、被災地域全体の避難計画の一環として策定しておく必要がある。

なお、東北地方太平洋沖地震及びその余震により発生した液化石油ガスタンクの爆発事故では、タンクの破片が約1300m、板金が約6200mの遠方まで飛散するとともに、約3900mの地点でガラスの破損が確認されていることや、石油コンビナート区域の周辺に設置されている防潮堤の多くは、当該区域よりも内陸側に設置されていることに留意すること。

平成 24 年度中の通知

- 石油コンビナート等特別防災区域内の
特定事業所における事故防止等の徹底
について（通知）
- 石油コンビナート等特別防災区域内の
特定事業所における異常現象の通報の
徹底について
- 化学プラントにおける事故防止等の徹底
について

消 防 特 第 7 9 号
平成24年4月23日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における
事故防止等の徹底について（通知）

特定事業所における事故防止については、日頃から御尽力いただいているところですが、4月22日、別紙のとおり、山口県玖珂郡和木町の石油コンビナート等特別防災区域内において、危険物一般取扱所（レゾルシン製造装置）で緊急停止作業中に何らかの原因により爆発及び火災が発生し、作業員1名が死亡、事業所内外で計22名が負傷しました。

この事故については、現在、原因の究明が行われているところですが、同種事故の再発を防止するとともに事故後の適切な対応を図るため、貴職におかれましては下記事項について特定事業者に対し、必要な指導を適時適切に行っていただくとともに、周辺住民への情報提供等に関する体制の確認をお願いします。

また、貴道府県内の関係市町村に対してもこの旨情報の提供をお願いします。

記

- 1 緊急停止作業を行う際には、作業手順等の確認を行い、作業に携わる者全員に周知徹底を図ること。
- 2 危険な状態となった場合の従業員等に対する情報伝達、避難経路の周知等を徹底すること。
- 3 異常現象や事故の発生、対処の状況等について、特定事業所から関係地方公共団体への速やかな通報連絡を徹底すること。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

三井化学株式会社岩国大竹工場製造施設火災（第8報）

消 防 庁
平成24年4月23日
10時30分現在

1 発生日時等

発生時刻：平成24年4月22日（日）02時15分頃

覚知時刻：平成24年4月22日（日）02時20分（119）

鎮圧時刻：平成24年4月22日（日）17時15分

2 発生場所

特別防災区域名：岩国・大竹地区

住所：山口県玖珂郡和木町和木6-1-2

特定事業所名：三井化学株式会社岩国大竹工場（第1種特定事業所 レイアウト）

3 施設概要等

施設名称：レゾルシン製造装置及びサイメン製造装置

施設区分：高圧混在施設（高圧ガス保安法及び消防法により許可を受けた施設）

危険物施設区分：一般取扱所及び製造所

4 火災の概要

4月21日（土）23時30分頃 高純度テレフタル酸製造施設が電気設備の異常により緊急停止した。これに伴い、スチームの供給も停止となったため、全プラントの緊急停止を行っていたところ、レゾルシン製造装置で爆発火災が発生し、サイメン製造装置へ延焼した。

8時05分頃に小爆発が発生し、9時35分頃から9時57分頃にかけて小爆発3回発生。いずれも、有害物質の発生はなし。

12時17分頃からレゾルシン製造装置へ泡消火を実施。

15時00分、レゾルシン製造装置の瓦礫下（2箇所）、サイメン製造装置（確認中）、動力施設（ラック1箇所）が軽微に燃えている。

16時00分、泡消火から冷却注水に切り換え。

17時15分、鎮圧（冷却注水を継続中）。

4月23日9時00分、レゾルシン製造装置から可燃性ガスが漏えいしているため、冷却注水から噴霧放水に切り替え、可燃性ガスを希釈中。

5 死傷者等

(1) 人的被害

死 者：1人

負傷者：22人（事業所内：11名負傷（重傷2名、軽傷9名）、事業所外11名負傷（軽傷11名（山口県和木町8名、岩国市1名、広島県大竹市2名）））

(2) 物的被害

焼損面積：確認中

そ の 他：事業所外 473件（ガラスの割れ等）（山口県和木町218件、岩国市148件、広島県大竹市107件）

6 関係地方公共団体の体制等

(1) 山口県

石油コンビナート等防災本部において対応中。

(2) 和木町

7時35分に災害対策本部を設置、避難所（和木町文化会館）を開設した。12時現在、避難者なし。17時に避難所撤収。住民へ有毒ガス等は流出していないこと等の広報を実施している。

(3) 岩国市

6時00分に災害警戒本部を設置。住民へ有毒ガス等は流出していないこと等の広報を実施している。

(4) 広島県

県において情報収集を実施。

(5) 大竹市

3時00分から警戒体制。住民へ有毒ガス等は流出していないこと等の広報を実施している。

7 消防機関等の活動状況

岩国地区消防本部 13台（40名）

消 防 団 7台（56名）（情報収集等）

自衛防災組織等 10台（38名）

海上保安庁 （ 3名）

8 火災原因等

調査中

9 その他

海上に油が流出しているため、オイルフェンスを海上に展張している。

8時35分 レゾルシン製造装置（危険物一般取扱所）及びサイメン製造装置（危険物製造所）に、消防法による緊急使用停止命令及び高圧ガス保安法による使用停止命令が発せられた。

10 消防庁の対応

4月22日 5時40分 消防庁第一次応急体制

4月23日 消防庁危険物保安室1名、消防庁特殊災害室1名及び消防研究センター5名を現地派遣。

関係道府県に対し石油コンビナートにおける事故防止等の徹底を通知。

＜連絡先＞

消防庁特殊災害室

古澤・渡邊

Tel (03)5253-7528

Fax (03)5253-7538

消 防 特 第 1 4 4 号

平成 2 4 年 7 月 1 3 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における
異常現象の通報の徹底について

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所については、異常現象が発生した場合、石油コンビナート等災害防止法（昭和 5 0 年法律第 8 4 号。以下「法」という。）第 2 3 条の規定に基づき、直ちにその旨を消防署または市町村長の指定する場所に通報することとされていますが、東燃ゼネラル石油株式会社堺工場において、異常現象の通報を怠った事例（※）があったことが判明しました。

〔※ 平成 2 3 年 6 月 11 日に、同工場の出荷配管から約 5 0 t の硫黄が漏えいしたが、消防機関への通報がなされていなかった。〕

異常現象の通報は、災害の拡大の防止を図る上で極めて重要な応急措置であること等から、法制定当初より特定事業所に義務づけられているものであり、さらに、法第 2 0 条の 2 において特定事業者に対して防災業務の実施状況について市町村長等への定期報告が義務づけられ、その中で異常現象の通報の実施状況についても毎年報告することが定められているところです。

貴道府県にあつては、法第 2 3 条第 2 項に定める通報体制について改めて確認するとともに、貴道府県内関係市町村にも、特定事業者における通報体制の総点検について必要な指導を行い、立入検査の際には現場の体制等を厳格に確認するなど特段の配慮を行うよう通知願います。

なお、関係業界団体に対しても、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

【問い合わせ先】

特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

(別 添)

消 防 特 第 1 4 4 号

平成 2 4 年 7 月 1 3 日

石油連盟会長	}	殿
石油化学工業会会長		
日本鉄鋼連盟会長		
電気事業連合会会長		
独立行政法人		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長		

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における
異常現象の通報の徹底について

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所については、異常現象が発生した場合、石油コンビナート等災害防止法（昭和 5 0 年法律第 8 4 号。以下「法」という。）第 2 3 条の規定に基づき、直ちにその旨を消防署または市町村長の指定する場所に通報することとなっていますが、東燃ゼネラル石油株式会社堺工場において、異常現象の通報を怠った事例（※）があったことが判明しました。

〔※ 平成 2 3 年 6 月 11 日に、同工場の出荷配管から約 5 0 t の硫黄が漏えいしたが、消防機関への通報がなされていなかった。〕

異常現象の通報は、災害の拡大の防止を図る上で極めて重要な応急措置であること等から、法制定当初より特定事業所に義務づけられているものであり、さらに、法第 2 0 条の 2 において特定事業者に対して防災業務の実施状況について市町村長等への定期報告が義務づけられ、その中で異常現象の通報の実施状況についても毎年報告することが定められているところです。

こうした法の趣旨を踏まえて、各団体におかれましては下記の点を徹底していただくよう加盟各社に対して周知をお願いします。

記

- 1 各特定事業者にあつては、法の趣旨を十分に理解した上で、異常現象の通報を適切に行うこと
- 2 異常現象の通報を確実に行えるよう、必要に応じて消防機関とも相談の上、防災規程に定めている防災教育を実施するとともに、異常現象の通報体制の総点検を行うこと
- 3 防災管理者及び副防災管理者に対し、防災業務に関する教育を適切に行うこと

【問い合わせ先】 特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長 電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

消 防 危 第 2 2 0 号
消 防 特 第 1 9 5 号
平成 2 4 年 1 0 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・指定都市消防長

} 殿

消防庁危険物保安室長

消防庁特殊災害室長

化学プラントにおける事故防止等の徹底について

平成 2 4 年 9 月 2 9 日、株式会社日本触媒姫路製造所において、消防活動中の消防職員 1 名が殉職、消防職員 2 3 名を含む 3 5 名が負傷する（平成 2 4 年 9 月 3 0 日 1 8 時 3 0 分現在）爆発火災が発生しました（別紙）。

この事故については現在原因の究明が行われているところですが、平成 2 4 年 4 月 2 2 日には三井化学株式会社岩国・大竹工場において、また、平成 2 3 年 1 1 月 1 3 日には東ソー株式会社南陽事業所において死傷者を伴う爆発火災が発生していることにかんがみ、同種事故再発防止とともに事故後の適切な対応を図るため、貴職におかれましては下記事項について化学プラントを有する関係事業者に対し徹底いただきますようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨の情報提供をお願いします。

記

- 1 化学反応を伴う製造工程、自己反応により温度・圧力が上昇するおそれのある化学物質等について、これらを安全に制御するための条件を再確認し、従業者に周知徹底すること。
- 2 異常が生じたかどうかの監視方法や判断指標（温度、圧力等）を再確認し、適切な運転管理を徹底すること。

- 3 暴走反応等異常な現象が生じた場合、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条第1項の規定に基づき、直ちに消防機関に通報することを徹底すること。
- 4 爆発や火災の発生危険性及びその影響範囲について、現場対応に当たる従業者、また、現場到着した消防隊に周知し、適切に安全管理を行うことができるよう、あらかじめ計画、訓練等すること。
- 5 上記1～4について、必要に応じ、対策の見直しを図ること。

【問い合わせ先】

危険物保安室 三浦課長補佐、七條係長

電話 03-5253-7524（直通）、Fax 03-5253-7534

特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

株式会社日本触媒姫路製造所爆発火災（第9報）

消 防 庁
平成24年9月30日
18時30分現在

1 発生日時等

発生時刻：平成24年9月29日 （調査中）
覚知時刻：平成24年9月29日 14時05分
鎮圧時刻：平成24年9月29日 22時36分
鎮火時刻：平成24年9月30日 15時30分

2 発生場所

特別防災区域名：姫路臨海
住 所：兵庫県姫路市網干区興浜字西沖992-1
特定事業所名：株式会社日本触媒姫路製造所（第1種特定事業所 レイアウト）

3 施設概要等

施設名称： アクリル酸製造施設（3AA）
（プロピレンを酸化反応させてアクリル酸（おむつ等の吸水性樹脂）を製造する施設）
施設区分： 危険物施設
危険物施設区分： 製造所

4 火災の概要

アクリル酸混じりの廃液（第4類第2石油類）を一時貯蔵するタンク（許可容量70m³）の異常な温度上昇により爆発炎上、隣接しているアクリル酸タンクとトルエンタンクに延焼したもの。また、爆発警戒中の消防車両にも延焼（台数等調査中）。

5 死傷者等

（1）人的被害

死者 1名（消防吏員）
重症 5名（消防吏員2、従業員3）
中等症 9名（消防吏員5、警察1、従業員3）
軽症 21名（消防吏員16、警察1、従業員4）

（2）物的被害

焼損面積： 確認中

6 消防機関等の活動状況

(1) 姫路市消防局 28台、112人

(2) その他車両19台（周辺消防本部からの応援16台、ドクターカー3台）

・周辺消防本部からの応援車両の内訳については以下のとおり

神戸市消防局：消防車4台、救急車3台

相生市消防本部：救急車1台

加古川市消防本部：消防車1台

赤穂市消防本部：消防車1台、救急車2台

高砂市消防本部：救急車1台

たつの市消防本部：消防車1台、救急車2台

・ドクターカーの内訳については以下のとおり

災害医療センター：1台

加古川医療センター：1台

姫路医療センター：1台

(3) ヘリ2機

兵庫県消防防災航空隊 ヘリ（偵察、負傷者の救急搬送）

7 火災原因等

調査中

8 その他

姫路市にて事業所内全ての危険物施設の使用停止命令（29日（土）15時50分）

9 消防庁の対応

29日（土）16時10分 消防庁で災害対策室を設置（特殊災害室長）

20時20分 消火活動に関する支援とともに、姫路市消防局からの要請を受けた火災原因調査のため、消防庁職員の現地への派遣を決定。

23時30分 消防庁危険物保安室課長補佐他計4名が出発。

23時50分 消防庁消防研究センター特殊災害研究室長他計5名が出発。

30日（日）08時00分 消防庁危険物保安室課長補佐他計4名が姫路市消防局に到着。

09時10分 消防庁消防研究センター特殊災害研究室長他計5名が姫路市消防局に到着。

10時30分 消防庁現地派遣職員が日本触媒姫路製造所に到着。

<連絡先> 消防庁特殊災害室 古澤・渡邊

Tel (03)5253-7528 内線42731

Fax (03)5253-7538

消 防 危 第 2 2 0 号
消 防 特 第 1 9 5 号
平成 2 4 年 1 0 月 1 日

石油連盟会長
石油化学工業協会会長
日本化学工業協会会長

} 殿

消防庁危険物保安室長

消防庁特殊災害室長

化学プラントにおける事故防止等の徹底について

平成 2 4 年 9 月 2 9 日、株式会社日本触媒姫路製造所において、消防活動中の消防職員 1 名が殉職、消防職員 2 3 名を含む 3 5 名が負傷する（平成 2 4 年 9 月 3 0 日 1 8 時 3 0 分現在）爆発火災が発生しました（別紙）。

この事故については現在原因の究明が行われているところですが、平成 2 4 年 4 月 2 2 日には三井化学株式会社岩国・大竹工場において、また、平成 2 3 年 1 1 月 1 3 日には東ソー株式会社南陽事業所において死傷者を伴う爆発火災が発生していることにかんがみ、同種事故再発防止とともに事故後の適切な対応を図るため、貴職におかれましては下記事項について化学プラントを有する関係事業者に対し徹底いただきますようお願いします。

記

- 1 化学反応を伴う製造工程、自己反応により温度・圧力が上昇するおそれのある化学物質等について、これらを安全に制御するための条件を再確認し、従業者に周知徹底すること。
- 2 異常が生じたかどうかの監視方法や判断指標（温度、圧力等）を再確認し、適切な運転管理を徹底すること。
- 3 暴走反応等異常な現象が生じた場合、石油コンビナート等災害防止法（昭和 5 0 年法律第 8 4 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、直ちに消防機関に通報することを徹底すること。

- 4 爆発や火災の発生危険性及びその影響範囲について、現場対応に当たる従業者、また、現場到着した消防隊に周知し、適切に安全管理を行うことができるよう、あらかじめ計画、訓練等すること。
- 5 上記 1 ～ 4 について、必要に応じ、対策の見直しを図ること。

【問い合わせ先】

危険物保安室 三浦課長補佐、七條係長

電話 03-5253-7524（直通）、Fax 03-5253-7534

特殊災害室 古澤課長補佐、渡邊係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

株式会社日本触媒姫路製造所爆発火災（第9報）

消 防 庁
平成24年9月30日
18時30分現在

1 発生日時等

発生時刻：平成24年9月29日 （調査中）
覚知時刻：平成24年9月29日 14時05分
鎮圧時刻：平成24年9月29日 22時36分
鎮火時刻：平成24年9月30日 15時30分

2 発生場所

特別防災区域名：姫路臨海
住 所：兵庫県姫路市網干区興浜字西沖992-1
特定事業所名：株式会社日本触媒姫路製造所（第1種特定事業所 レイアウト）

3 施設概要等

施設名称： アクリル酸製造施設（3AA）
（プロピレンを酸化反応させてアクリル酸（おむつ等の吸水性樹脂）を製造する施設）
施設区分： 危険物施設
危険物施設区分： 製造所

4 火災の概要

アクリル酸混じりの廃液（第4類第2石油類）を一時貯蔵するタンク（許可容量70m³）の異常な温度上昇により爆発炎上、隣接しているアクリル酸タンクとトルエンタンクに延焼したもの。また、爆発警戒中の消防車両にも延焼（台数等調査中）。

5 死傷者等

（1）人的被害

死者 1名（消防吏員）
重症 5名（消防吏員2、従業員3）
中等症 9名（消防吏員5、警察1、従業員3）
軽症 21名（消防吏員16、警察1、従業員4）

（2）物的被害

焼損面積： 確認中

6 消防機関等の活動状況

(1) 姫路市消防局 28台、112人

(2) その他車両19台（周辺消防本部からの応援16台、ドクターカー3台）

・周辺消防本部からの応援車両の内訳については以下のとおり

神戸市消防局：消防車4台、救急車3台

相生市消防本部：救急車1台

加古川市消防本部：消防車1台

赤穂市消防本部：消防車1台、救急車2台

高砂市消防本部：救急車1台

たつの市消防本部：消防車1台、救急車2台

・ドクターカーの内訳については以下のとおり

災害医療センター：1台

加古川医療センター：1台

姫路医療センター：1台

(3) ヘリ2機

兵庫県消防防災航空隊 ヘリ（偵察、負傷者の救急搬送）

7 火災原因等

調査中

8 その他

姫路市にて事業所内全ての危険物施設の使用停止命令（29日（土）15時50分）

9 消防庁の対応

29日（土）16時10分 消防庁で災害対策室を設置（特殊災害室長）

20時20分 消火活動に関する支援とともに、姫路市消防局からの要請を受けた火災原因調査のため、消防庁職員の現地への派遣を決定。

23時30分 消防庁危険物保安室課長補佐他計4名が出発。

23時50分 消防庁消防研究センター特殊災害研究室長他計5名が出発。

30日（日）08時00分 消防庁危険物保安室課長補佐他計4名が姫路市消防局に到着。

09時10分 消防庁消防研究センター特殊災害研究室長他計5名が姫路市消防局に到着。

10時30分 消防庁現地派遣職員が日本触媒姫路製造所に到着。

<連絡先> 消防庁特殊災害室 古澤・渡邊

Tel (03)5253-7528 内線42731 Fax (03)5253-7538